氏名)	又は	
名	称	殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

\langle			G	Н	Ι	J
			Bの金額から他	Cの隠蔽又は仮		正当な事由があ
			の税目における 更正の請求に基	装事由以外の事 実のみに基づい	非正当事由	ると認められる 事実のみに基づ
			づく減額更正に	て更正決定等が		いて更正決定等
		\	係る部分を控除 し た 額	あったとした場合 の 額		があった場合の額
	特例贈与財産の価額	(1)	円	/	円	
	の合計額(課税価格)	•				
	一般贈与財産の価額 の合計額(課税価格)	2				
	配偶者控除額	3				
暦	暦年課税分の課税価格の 合計額 (①+(②-③))	4			/	
年	暦年課税に係る基 礎 控 除 額	(5)	,000			
課	⑤ の控除後の	6	, 000	円		円
税	課税価格(④-⑤)	0	, 000	, 000		, 000
分	⑥に対する税額	7				
	外国税額の控除額	8				
	医療法人持分税額控除額	9				
	差引税額(⑦-⑧-⑨)	10				
	(特定贈与者氏名)	(11)	円		円	
相	課 税 価 格)				
	相続時精算課税に 係る基礎控除額	12				
時	(型の控除後の 課税価格(⑪-⑫)	13		円 円		人
精	特別控除額	14)				
算	⑭ の 控 除 後 の	(E)				
課	課税価格(⑬-⑭)	15	, 000	, 000		, 000
税	⑤に対する税額		00	00		00
分	外国税額の控除額	17)				
	差引税額(⑯-⑰)	(18)				
合	課税価格の合計額 (①+②+ ⑩)	19	円	H	Ħ	円
計	差引税額の合計額 (⑩ + ⑱)	20	ホ 00	~ 00		F 00
		_	(ホーイ) 円	26 (ペーイ) 円	(26-27) 円	② (トーイ) 円
	増差税額	21)	00	00	00	00

あなたに通知した 年分 贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(贈与税)」の「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により次のとおり計算しています。

	国税 動 法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額	
増 差 税 額	(36-37) 円	(24-25-26+27) 円
加算税の基礎	(1万円未満の端数切捨て) 円	(1万円未満の端数切捨て) 円
となる税額	0,000	0,000

⁽注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。

⁵ 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑱」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑱の合計額」として計算しています。

^{6 「}加算税の額の計算明細書(贈与税)」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「畑一卿」の金額に国税通 則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。